

上杉構成員配付資料

- 1、総務省の記者会見開放評価（2010年3月）…………… 1
- 2、日本新聞協会の記者クラブ見解（2002年1月）…………… 5
- 3、日本新聞労連の声明文（2010年3月）…………… 13
- 4、記者会見の開放を求める会のアピール文
（2010年4月）…………… 16

記者会見のオープン化の状況についての調査結果について

平成22年3月
総務省

1 調査対象

内閣官房及び各府省の記者会見

※本省のみならず、外局、特別の機関、施設等機関、地方支分部局も調査対象

※記者会見という名称を用いていないものでも、

- ・記者クラブの主催による報道発表（地方支分部局で県政クラブを通じて行うものを含む。）
- ・主催者が記者クラブでない場合（行政機関主催）でも参加者制限を付しているもの

は調査対象

※定例開催、不定期開催を問わず、調査対象

2 調査結果

<記者会見のオープン化の状況> （注）3月26日現在

A：フリーランス記者、日本インターネット報道協会加盟社の記者等も一定の手続を経て参加可（質問権などの制限なし）

内閣官房（内閣総理大臣）、内閣府（菅大臣、川端大臣、福島大臣、仙谷大臣、枝野大臣^{※1}、原口大臣）、金融庁（金融庁主催）、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省（本省）、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省（都道府県労働局の一部）、農林水産省、経済産業省、環境省^{※2}

※1 枝野大臣については、定例の閣議後会見とは別に、大臣主催の「オープン会見」を実施している。

※2 現在は、フリーランス記者は参加していない。また、4月から定例の閣議後会見とは別に、原則として全てのメディアを対象とした環境省（大臣）主催の「一般会見」を実施する予定

B：フリーランス記者、日本インターネット報道協会加盟社の記者等も一定の手続を経て参加可（質問権なし）

内閣府（前原大臣）、金融庁^{※3}（記者クラブ主催）、厚生労働省^{※4}（本省、都道府県労働局の一部）、国土交通省

※3 質問権の付与について記者クラブ内で検討中

※4 記者クラブ加盟社以外の記者への情報提供のあり方等について検討中

C：日本新聞協会、日本民間放送連盟加盟社の記者等は、一定の手続を経て参加可（質問権などの制限なし）

内閣府（中井大臣）、国家公安委員会、防衛省

D：記者クラブ加盟社の記者

内閣官房^{※5}（官房長官）、宮内庁、法務省^{※6}（地方検察庁、矯正管区）

※5 参加者の拡大について調整中

※6 記者クラブ以外の記者の参加等について検討中

<注1>

参加者の範囲等を制限している理由としては①セキュリティ上の問題、②記者会見場のキャパシティの問題、③実質的な質問の機会の確保があげられる。

※質問権の取扱は記者クラブ主催の会見では、クラブ側が決定するもの。

<注2>

- ・一定の手続 …事前登録（外務省）、参加資格者であることの確認（国家公安委員会）、記者クラブの幹事社の了解（その他多数）などが含まれる。
- ・フリーランス記者 …例えば、プロのジャーナリストとしての活動実績（雑誌等に掲載された執筆記事など）を持つ者を指す。
- ・A、Bの参加者の等 …「等」には、日本新聞協会、日本雑誌協会会員、日本民間放送連盟、在日外国報道協会会員など一定の団体の加盟社の記者が含まれる。
- ・日本新聞協会、日本民間放送連盟加盟社の記者等 …「等」には、
 - ・内閣府（中井大臣）、国家公安委員会：原則、日本新聞協会、日本民間放送連盟加盟社又は日本雑誌協会に加盟する社に継続的に雇用される記者及び外国記者登録証保持者
 - ・防衛省：在日外国報道協会会員が含まれる。

<連絡先>

総務省行政管理局（行政改革総括） 宮崎、伊藤

電話：03-5253-5314, 5308

FAX：03-5253-5309

原口総務大臣閣議後記者会見の概要（抜粋）

平成22年3月30日（火）

《冒頭発言》

まず記者会見のオープン化、これ、お約束をしておりましたけれども、行政が情報を公開し、国民に対する説明責任を適切に果たすという観点から重要なことと考えています。先週、官邸のオープン化といったことについてもステップを上げることができました。

各府省の記者会見のオープン化の状況についての調査結果が取りまとめられましたので、公表いたします。調査結果の概要を申し上げますと、AからDまで。A、フリーランス記者等も、一定の手続きを経て、質問権を持って参加できる記者会見を開催しているのが14府省庁。B、フリーランス記者等も、質問権はないけれども、一定の手続きを経て参加できる記者会見を開催、これが4府省庁でございます。

最初の14府省庁を言いますと、内閣官房、内閣府、これは菅大臣、川端大臣、福島大臣、仙谷大臣、平野大臣、私、それから金融庁、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省本省ですね。それから外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県労働部のこれは一部、農林水産省、経済産業省、環境省となっています。Bについては、前原大臣のところの内閣府、金融庁、これは金融庁は亀井大臣が2回やっている関係で、記者クラブ主催の会見、厚生労働省本省都道府県労働部の一部と国土交通省となっています。それから、Cの日本新聞協会加盟社の記者等は、一定の手続きを経て参加できる記者会見を開催しているものが3府省庁ございまして、それは内閣府の中井大臣のところ、それから国家公安委員会、防衛省でございます。そしてD、記者クラブ加盟社の記者のみ参加できる記者会見を開催している、これが3府省庁となっていました。この府省は、内閣官房、官房長官ですね。それから宮内庁、法務省、その中の地方検察庁、矯正管区といったものでございました。

引き続き、更なるオープン化について閣内でも議論をしていきたいと思っています。

《質疑応答》

【記者会見のオープン化調査（1）】

Q：フリーランスの畠山理仁と申します。記者会見のオープン化の調査について伺いたいと思います。14省庁がAランクという、そういう評価と。

A：四つの、AというからAが一番いいとか、ABCDに価値はないのですよ。

Q：なるほど、なるほど。ただ。

A：Aランクだと、A級ライセンスと言うと、さもいいみたいですけれど、まだ単にABCDを付けただけです。

Q：その中に内閣官房がAということなのですけれども、これはかなり実態と違うのでおかしいのではないかというふうに思っております。それは官房長官の会見というのは、いまだにオープンになっていないわけなのですね。これはどこに調査をされたのかということ

を伺いたいのと、あと、先日、フリーランスの寺澤有さんが、国家公安委員長などの記者会見への参加を求めて、東京地裁に仮処分申請をしました。東京地裁は、庁舎管理の観点から会見室への立入りを制限するのは裁量の範囲内だという判断をされています。今後、こうした判断を盾に実際は、建前では入れるというふうに言っているけれども実際は入れないというケースもたくさん出てくると思うのですけれども、大臣のお考えを。

A：1点目の御質問については、畠山さん少し誤解をされていて、お手元の。ペーパー来ていませんか。ペーパーを御覧いただければ、ごめんなさいね、分かると思いますが、内閣官房の中も、内閣総理大臣が先週、僕ら総務省と同じようになったということで、それから官房長官はDという形になっていますので、そこは後で、この詳しい資料をお伝えいたします。

それから個別の係争のある案件については、個別の案件は僕はコメントできません。ただ、一般論として言えば、様々なアクセスの機会の保障といったことを鳩山政権としては目指していきたいと思います。

Q：後戻りすることはないということですか。

A：保障を目指していきたいと思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。

【記者会見のオープン化調査（2）】

Q：先ほどの記者会見のオープン化について関連で2点質問させてください。ビデオニュースの竹内と申します。まず1点が、情報公開を進めていきたい民主党としては大変重要な政策の一つだと思うのですが、この調査結果を受けて、今後、そういう点でどう生かしていくのかということについて、今後のこと、具体的な考えがあればお教えてください。あともう一点、細かい点なのですが、この調査結果、今日の閣僚懇などでほかの閣僚に伝えたかということと、あと首相が、先日金曜日の会見で、私がオープンにしましたよということのを他の大臣にも申し上げてまいりたいという旨の発言があったのですが、首相から首相自身の会見をオープンにしたことについて今日の閣僚懇で発言があったか、お伺いしたいと思います。

A：閣僚懇談会の中身については、申し訳ありません、これは外には出してはいけないということになっておりますので、御容赦を頂きたいと思います。その上で、これはあくまで一般論でございますが、官邸からもこうやってやると、そして総理の強い意志をこの間において伝えていただいているところでございます。そこで私のこの会見になっているということで、御理解いただきたい。

そして、今後どうするかということですが、やはり今回の状況を各閣僚、各省において精査をしていただいて、更なるアクセスの自由、ここに向けた議論を各省で深めていきたい、政権全体でも深めていきたいと思っています。

以 上

記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解

2002年(平成14年)1月17日

第610回編集委員会

日本新聞協会編集委員会は、「記者クラブ」についての新たな見解を2002年にまとめました。インターネットの普及によるメディアの多様化や情報公開法の施行などで、報道を取り巻く環境は大きく変化しています。一方、記者クラブや記者会見のあり方については、様々な意見や批判もあります。新見解をまとめるに当たり、そうした声にも謙虚に耳を傾けました。その後のさらなるインターネットの普及や多メディア状況を踏まえ、2002年見解の記者クラブの構成に関する部分を改めて確認、補足するため、同見解および解説に若干の修正を加えました。私たちは、記者クラブの目的や役割について広く理解を得るとともに、この見解に沿って、より信頼される記者クラブを実現したいと考えています。

取材・報道のための組織

記者クラブは、公的機関などを継続的に取材するジャーナリストたちによって構成される「取材・報道のための自主的な組織」です。

日本の報道界は、情報開示に消極的な公的機関に対して、記者クラブという形で結集して公開を迫ってきた歴史があります。記者クラブは、言論・報道の自由を求め日本の報道界が一世紀以上かけて培ってきた組織・制度なのです。国民の「知る権利」と密接にかかわる記者クラブの目的は、現代においても変わりはありません。

インターネットの急速な普及・発展により、公的機関をはじめ、既存の報道機関以外が自在に情報を発信することがいまや常態化しており、記者クラブに対し、既存のメディア以外からの入会申請や、会見への出席希望が寄せられるようになりました。

記者クラブは、その構成員や記者会見出席者が、クラブの活動目的など本見解とクラブの実情に照らして適正かどうか、判断しなくてはなりません。

また、情報が氾濫(はんらん)する現代では、公的機関が自らのホームページで直接、情報を発信するケースも増え、情報の選定が公的機関側の一方的判断に委ねられかねない時代とも言えます。報道倫理に基づく取材に裏付けられた確かな情報こそがますます求められる時代にあって、記者クラブは、公権力の行使を監視するとともに、公的機関に真の情

報公開を求めていく社会的責務を負っています。クラブ構成員や記者会見出席者は、こうした重要な役割を果たすよう求められます。

記者クラブ制度には、公的機関などが保有する情報へのアクセスを容易にするという側面もあります。その結果、迅速・的確な報道が可能になり、さらにそれを手掛かりに、より深い取材や報道を行うことができるのです。

誘拐事件での報道協定など、人命や人権にかかわる取材・報道上の調整機能も、記者クラブの役割の一つです。市民からの情報発信に対しても、記者クラブは開かれています。

より開かれた存在に

記者クラブは、「開かれた存在」であるべきです。日本新聞協会には国内の新聞社・通信社・放送局の多くが加わっています。記者クラブは、こうした日本新聞協会加盟社とこれに準ずる報道機関から派遣された記者などで構成されます。外国報道機関に対しても開かれており、現に外国報道機関の記者が加入するクラブは増えつつあります。

記者クラブが「取材・報道のための自主的な組織」である以上、それを構成する者はまず、報道という公共的な目的を共有していなければなりません。記者クラブの運営に、一定の責任を負うことも求められます。

そして最も重要なのは、報道倫理の厳守です。日本新聞協会は新聞倫理綱領で、報道の自由とそれに伴う重い責任や、正確で公正な報道、人権の尊重などを掲げています。これらは、基本的な報道倫理です。公的機関側に一致して情報開示を求めるなど取材・報道のための組織としての機能が十分発揮されるためにも、記者クラブは、こうした報道倫理を厳守する者によって構成される必要があります。

記者クラブが主催して行うものの一つに、記者会見があります。公的機関が主催する会見を一律に否定するものではないが、運営などが公的機関の一方的判断によって左右されてしまう危険性をはらんでいます。その意味で、記者会見を記者クラブが主催するのは重要なことです。記者クラブは国民の知る権利に応えるために、記者会見を取材の場として積極的に活用すべきです。

記者会見参加者をクラブの構成員に一律に限定するのは適当ではありません。より開かれた会見を、それぞれの記者クラブの実情に合わせて追求していくべきです。公的機関が主催する会見は、当然のことながら、報道に携わる者すべてに開かれたものであるべきです。

記者室はなぜ必要か

報道機関は、公的機関などへの継続的な取材を通じ、国民の知る権利に応える重要な責任を負っています。一方、公的機関には国民への情報開示義務と説明責任があります。このような関係から、公的機関にかかわる情報を迅速・的確に報道するためのワーキンググループとして公的機関が記者室を設置することは、行政上の責務であると言えます。常時利用可能な記者室があり公的機関に近接して継続取材ができることは、公権力の行使をチェックし、秘匿された情報を発掘していく上でも、大いに意味のあることです。

ここで注意しなければならないのは、取材・報道のための組織である記者クラブとスペースとしての記者室は、別個のものだということです。したがって、記者室を記者クラブ加盟社のみが使う理由はありません。取材の継続性などによる必要度の違いも勘案しながら、適正な利用を図っていく必要があります。

記者室が公有財産の目的外使用に該当しないことは、裁判所の判決や旧大蔵省通達でも認められています。ただし、利用に付随してかかる諸経費については、報道側が応分の負担をすべきです。

記者は切磋琢磨を

この見解は直接的には公的機関における記者クラブを対象にしたものですが、全国の記者クラブがこれを基本的な指針としながら自主的にクラブ運営を行うことを期待します。

言うまでもなく、取材・報道は自由な競争が基本です。記者クラブに属する記者は、クラブの目的と役割を正しく理解し、より質の高い報道を求めて切磋琢磨(せつさたくま)していかなければなりません

解説

記者クラブ制度の目的やあるべき姿などについて、日本新聞協会編集委員会はこれまで、全国の記者クラブの基本的指針となる統一見解を数次にわたり示してきた。しかし昨今、報道を取り巻く環境は激変しており、ジャーナリズム一般に対する国民の目も一段と厳しくなっている。

こうした現状認識を踏まえ、編集委員会は、報道界に対する国民の信頼を維持し記者クラブ制度への理解を深めるため、「記者クラブ問題検討小委員会」を設置して、記者クラブの位置付けをはじめ総合的な見直しを行った。

その結果、記者クラブを「取材・報道のための自主的な組織」として積極的かつ前向きに位置付けるべきである、との結論に達した。また、「閉鎖的」「横並び体質」「特権意識」などという記者クラブへの批判にも、謙虚に耳を傾け、改めるべきものは改めることにした。と同

時に、事実誤認などに基づく批判については誤解が解消されるよう、2002 年見解の中で説明を加えた。

2002 年見解をまとめた後、インターネットを利用したメディアはますます普及し、メディア環境は変化を続けている。こうした状況を踏まえ、記者クラブ問題検討小委員会は 2002 年見解に示された記者クラブの意義、役割をあらためて確認するとともに、2006 年に本見解を補足した。それは、新たなメディアからの記者クラブへの加盟申請や記者会見への出席要請に対して、報道という公共的な目的を共有し、報道倫理を堅持する報道機関、記者クラブの意義・役割を理解・尊重し、運営に責任を負う報道機関には、クラブは「開かれた存在」であり続けることを確認するためである。

記者クラブ構成員には、報道機関の役割がますます重要になっていることをあらためて認識し、クラブの適切な運営に当たることが望まれる。

1. 目的と役割

記者クラブは 1890 年(明治 23 年)、帝国議会が開会した際に、傍聴取材を要求する記者たちが「議会出入り記者団」(のちに「同盟記者倶楽部」)を結成したことに始まる。これをきっかけに情報を隠ぺいする体質の根強い官庁に対して報道機関側が記者クラブをつくり、公権力に対して情報公開を求める動きが広がった。

しかし、記者クラブはその後、第二次大戦の戦時統制下で残念ながら発表だけを報ずることを余儀なくされた。戦後、記者クラブについて日本新聞協会の見解は時代状況の変遷に伴って変化してきた。「記者クラブに関する新聞協会の方針」(1949 年・昭和 24 年)では「記者クラブは各公共機関に配属された記者の有志が相集まり、親睦社交を目的として組織するものとし、取材上の問題には一切関与せぬこととする」と定められた。占領軍の意向が強く反映したものだだった。

戦後 30 年余たった 1978 年(昭和 53 年)の「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」では「その目的はこれを構成する記者が、日常の取材活動を通じて相互の啓発と親睦をはかることにある」へと性格付けが一部変わった。さらに、97 年(平成 9 年)編集委員会見解では「取材拠点」と位置付けた。「親睦・社交」「相互啓発・親睦」から「取材拠点」への変化だった。

今回、「取材・報道のための自主的な組織」とした主な理由は、(1)性格をより明確にする(2)「記者室」との概念の混同を避ける—の 2 点である。

97 年の見解は、記者クラブの「性格、目的など」について、「公的機関が保有する情報へのアクセスを容易にする『取材拠点』として、機能的な取材・報道活動を可能にし、国民にニュースを的確、迅速に伝えることを目的とする」—と規定してきた。しかし、「取材拠点」との表現は“場”のイメージが強く、ワーキングルームとしての記者室との混同を招きやすい。

このため、記者クラブと記者室との区別を明確にした上で、改めて「組織としての記者クラブ」を規定した。記者クラブの機能・役割は、(1)公的情報の迅速・的確な報道(2)公権力の監視と情報公開の促進(3)誘拐報道協定など人命・人権にかかわる取材・報道上の調整(4)市民からの情報提供の共同の窓口である。

重ねて強調しておきたいのは、記者クラブは公権力に情報公開を迫る組織として誕生した歴史があるということである。インターネットの普及が著しい現在、公的機関のホームページ上での広報が増え、これに対して電子メールなどを通じた質疑・取材が多用されるようになり、公的機関内に常駐する機会が少なくなることも今後は予想される。だがその結果、記者やメディアが分断され、共同して当局に情報公開を迫るなどの力がそがれる危険性もある。そうした意味でも記者クラブの今日的な意義は依然大きいものがある。

記者クラブは、記者の個人としての活動を前提としながら「記者たちの共同した力」を発揮すべき組織である。個々の活動をクラブが縛ることはあってはならない。

2. 組織と構成

記者クラブの開放性については、97年の見解で、「可能な限り『開かれた存在』であるべきだ」とされてきた。新しい見解は、この原則を引き継いだ上で、「日本新聞協会加盟社とこれに準ずる報道機関から派遣された記者など」で構成されるとしている。

記者クラブの構成については、この見解が日本新聞協会編集委員会が取りまとめたものであり、はじめに新聞協会加盟の新聞、通信、放送各社を、次いで新聞協会に加盟していないがほとんど同じような業務をしている報道機関を「これに準ずるもの」として定義付けた。

外国の報道機関については、すでに多くの記者クラブに加盟している実績があり「閉鎖的」との批判には当たらないと考える。外国報道機関の加盟基準としては、(1)外務省発行の外国記者証を保有する記者(2)日本新聞協会加盟社と同様の、またはこれに準ずる報道業務を営む外国報道機関の記者—の2条件を満たしていることが望ましい。

また、報道活動に長く携わり一定の実績を有するジャーナリストにも、門戸は開かれるべきだろう。

報道機関やジャーナリストが、新たにクラブに加盟する場合は、それぞれの記者クラブの運営に委ねるべきで、参加形態も、常駐、非常駐、オブザーバー加盟など、それぞれのクラブの事情に応じた弾力的な運用が考えられる。

その場合、記者クラブは「取材・報道のための組織」であり、そこに加盟する者は、報道という公共的な目的を共有していなければならない。

また、記者クラブは「自主的な組織」である以上、当局との折衝・調整、会員間の連絡、総会などクラブ運営全般にかかわる幹事業務をはじめ、クラブ構成員としてクラブの運営に一定の責任を負うことが求められる。

そして何よりも、報道倫理の厳守が強く求められる。日本新聞協会は、2000年（平成12年）6月に、新しい新聞倫理綱領を制定し、「自由と責任」「正確と公正」「独立と寛容」「人権の尊重」「品格と節度」を厳守すべき事項とした。新聞協会は、加盟する会員にこの倫理綱領を守ることを定款で義務付けている。

このように、記者クラブを構成する報道機関やジャーナリストは、報道という公共的な目的を共有し、一定の責任と報道倫理の厳守が強く求められている。

3. 記者会見

ネット社会の急速な進展に伴って、公的機関がホームページで情報を直接発信したり、インターネットを通じて記者会見を一方的に通告、設営する傾向が強まっている。多種多様な情報が氾濫（はんらん）する中で批判を避け、行政側にとって都合の良い情報だけを流す風潮を報道機関は厳しくチェックしていかなければならない。97年見解は公的機関の記者クラブがかかわる記者会見について「原則としてクラブ側が主催する」とした。新見解はネット社会到来という時代状況を踏まえ公的機関が主催する記者会見を一律に否定しないことにした。

しかし、公的機関による恣意（しい）的な運用を防ぐ意味から、記者会見を記者クラブが主催することの重要性を強調した。記者クラブは日常の取材活動の中で適切な会見設営に努力し、行政責任者などに疑問点、問題点を直接たずねる機会をもっと積極的に活用して国民の知る権利にこたえていくべきである。その際、当局側出席者、時期、場所、時間、回数など会見の運営に主導的にかかわり、情報公開を働きかける記者クラブの存在理由を具体的な形で内外に示す必要がある。記者会見はクラブ構成員以外も参加できるよう、記者クラブの実情を考慮に入れ努めていかなければならない。

4. 協定と調整

取材・報道は自由な競争が基本である。しかし、公的機関によるレクチャーの内容が複雑で理解や分析に時間を要するもの、また補足、裏付け取材が必要で、そのまま報道すると弊害があると考えられるものなどについては「正確で質の高い報道を期す」という理由から解禁時間を設けることが実態的に行われている。

本来、報道協定と呼べるものは被害者の生命、安全に配慮して報道各社間で結ぶ誘拐報道協定、日本新聞協会が各社間協定や申し合わせとして正式に認めている叙位・叙勲・文化勲章・文化功労者などの報道に限られる。解禁時間を設定する協定は、限定的に適用すべきであって、仮にも自由な取材・報道を妨げるようなことがあってはならない。

また、記者クラブ側は取材先からの取材・報道規制につながる申し入れに応じてはならない。行政側や警察・検察なども安易にこうした申し入れをすべきでないとする。

一方、集团的過熱取材による事件・事故などの当事者や関係者に対する不当な人権、プライバシー侵害が予想され、または実際にそうした苦情が申し立てられた場合、記者クラブは解決のため積極的に調整機能を果たさなければならない。

5. 記者室

記者室は、報道機関と公的機関それぞれの責務である「国民の知る権利に応える」ために必要な、公的機関内に設けられたジャーナリストのワーキングルームである。97 年見解では、記者室は報道機関側が公的機関に要求できる権利としていたが、今回は「行政上の責務」とし、公的機関側が情報開示義務と説明責任をこれまで以上に果たしていく必要があることを明確にした。同時に報道側には、ニュースの迅速・的確な伝達や多面的・多角的な補強取材、その後の系統的なフォロー報道のためだけでなく、秘匿された情報の粘り強い発掘などのため、記者室を効果的に活用することが求められている。記者室は、こうした取材活動を担い、情報公開を迫る前線基地と位置付けられる。もっとも、さまざまな公的機関があるから、記者室を実際に設置するかどうかは、その公的機関と報道側で協議する。

記者室の利用については、組織としての記者クラブとスペースとしての記者室は別個の存在という立場から、記者クラブ以上に開かれていなければならないことを確認した。公的機関は、記者クラブ非加盟のジャーナリストのためのワーキングルームについても積極的に対応すべきである。

行政側が記者室を設置・提供することの根拠については、京都府庁舎内の記者室設置が行政財産の目的外使用に当たるかどうか問われた訴訟の判決で、京都地裁が 1992 年(平成 4 年)2 月に、「記者室の供用は、京都府の公用に供するもので、行政財産の目的内使用」との判断を示し確定している。また、1958 年(昭和 33 年)1 月に旧大蔵省管財局長通達で「国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供する」対象の一つに新聞記者室をあげ、「庁舎の目的外使用には当たらない」との判断が出されている。これらにならい、公的機関の多くは、公的な情報を国民や地域住民に広く知らせる広報活動の一環として記者室を設けており、記者会見場が併設されている公的機関も少なくない。

記者室利用に付随して生じる諸経費については、実情に応じて実費を負担する記者クラブが増えている。今回の見解では、諸経費は「報道側が応分の負担をする」という基本姿勢を確認した。

6. 紛争処理

記者クラブにかかわる紛争事案は過去生じた各社間協定に対する違反、解禁時間違反、取材・報道上の紛争などである。

こうした紛争の処理に関する取り決めとしては 1970 年(昭和 45 年)の編集委員会決定がある。この決定は、(1)紛争等はクラブ加盟各社幹部で構成される特別委員会で処理する(2)特別委員会の構成および運営は別記の基準による(3)特別委員会の決定に異議があるときは、編集委員会幹事会に異議申し立てを行うことができる(4)異議申し立てを審議し、決定が下されるまで特別委員会の決定は有効である—と定めている。

記者クラブの歴史的経緯を考えると、紛争等の処理はこの決定を適用していくことが適当である。

(注)特別委員会の構成、運営に関する基準は次の通りである。

1. 構成

特別委員会は各記者クラブ加盟社の主管部長または支局長以上の編集幹部によって構成する。

クラブ加盟社が多数の場合などで、加盟社の幹部により特別委員会を構成することが困難であれば、互選により特別委員会委員を限定することができる。

2. 招集

記者クラブに協定違反その他取材・報道上の原因で紛争が生じた場合は、クラブ幹事または必要に応じクラブ員が自社の編集幹部を通じて特別委員会に報告することとする。

当該クラブ幹事社の特別委員会委員は事件の処理について協議の上必要と認めた場合は、各委員を招集し、特別委員会を開催する。ただし、あらかじめ特別委員会幹事が決まっている場合は、同幹事が特別委員会を招集する。

3. 審理

特別委員会は委員総数の過半数の出席によって成立し、議決には出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

審理に当たっては、当事者から直接事情を聴取した上で、措置を決定する。

4. 本規定の適用

この規定の解釈、運用に疑義を生じた場合は、編集委員会で審議決定する。

以上

記者会見の全面開放宣言～記者クラブ改革へ踏み出そう～

2010年3月4日
日本新聞労働組合連合
新聞研究部

「記者会見の全面開放宣言 ～記者クラブ改革へ踏み出そう～」

【総論・前文】

「新聞の危機」が拡大しています。インターネットの隆盛やメディアの多様化で新聞の土台は大きく揺さぶられ、不況による売り上げ減、読者離れや新聞不信が根深くなっています。しかし、危機の時代にあっても、市民の知る権利に奉仕し、権力を監視する新聞ジャーナリズムの意義はいささかも薄れてはいません。むしろ逆境にいるからこそ、後ろ向きにならず、改革すべきところは改革し、新聞再生に努めることが求められています。日本新聞労働組合連合（新聞労連）新聞研究部はこのため、閉鎖的・排他的であるとの批判に長くさらされてきた記者クラブの改革を率先して進め、まずは記者会見の全面開放に向けて努力することを宣言します。

記者会見については、昨年9月の民主、社民、国民新の3党による連立政権の発足後、外務省や総務省などの省庁で「大臣会見のオープン化」が広がっています。本来ならば記者クラブ側が主体的に会見のオープン化を実現すべきでしたが、公権力が主導する形で開放されたのは、残念であると言わざるをえません。さらに、政府の動きに比べて、記者クラブ側は総じて積極的に素早く対応しているとは言えません。一般市民、記者クラブに加入していないメディアやジャーナリストからみて、記者クラブ、ひいては私たち新聞人自身が開放に抵抗していないか、問いかけなければなりません。

記者クラブに対しては、「権力との癒着の温床」「発表ジャーナリズムへの墮落」などの批判も向けられてきました。そればかりか、インターネットによって情報を発信したり受け取ったりする手段が発達したことに伴い、記者クラブの存在自体がその閉鎖性・排他性によって報道の多様性を阻害しているとの批判も強まっています。多様な価値観を認め合う豊かな民主主義社会を築くためには報道の多様性が不可欠な条件であるにもかかわらず、その阻害要因とみられているのです。

新聞労連は1994年に「提言 記者クラブ改革」、2002年に「21世紀の記者クラブ改革にあたって―私たちはこう考える」を発表し、いずれにおいても記者会見と記者クラブのオープン化を掲げました。今、求められているのは、批判に謙虚に耳を傾け、94年、02年の提言を踏まえて、いかに実行に移すかということです。

まず、記者クラブに所属していない取材者にとってニーズが強く、記者クラブ側にとっても取り組みやすいと思われる記者会見の全面開放をただちに進めることから始めましょう。私たちはそのことが、より実効性のある記者クラブ改革につながると考えています。

そもそも報道の自由は知る権利に奉仕するためにあり、市民の信頼があって初めて成り立ちます。市民の信頼がなければ、公権力による報道規制や表現の自由を制約する動きに対抗することもできません。記者会見や記者クラブの開放によって広く市民の信頼を勝ち取るとは、権力監視のために独立した公共性の高い新聞ジャーナリズムを支える基盤になると考えます。

私たち新聞人一人ひとりがジャーナリスト個人としてのあり方を見つめ直すことが重要であることを確認したうえで、確実に記者クラブ改革を実行するための手引きを提示します。

【実行のための手引き】

①記者会見への参加を拒んでいませんか？

記者クラブに所属していない取材者から「記者会見に出席したい」と言われた経験はありませんか？ 記者会見は広く市民の知る権利に応えるのが目的です。記者クラブへの加盟いかに関係なく、知る権利に奉仕する限り、すべての取材者に開放されるべきです。どのような記者会見でも、すべての取材者が出席できるよう努めましょう。

②記者会見の開放に抵抗していませんか？

2009年の政権交代後の外務省や総務省などの大臣会見に代表されるように、公権力側が記者クラブに記者会見の開放を打診するケースがみられます。そもそも記者クラブ側から先に開放するべきですが、結果的に公権力側からの開放要請を受けた際、記者クラブが自ら記者会見への参加に条件や基準を設けてハードルを上げていませんか？ 記者クラブが市民の知る権利を阻んでいるとみられかねません。全面的に開放するよう努め、公権力側から条件設定の要請があったとしても断りましょう。

③記者クラブ員以外の質問を阻んでいませんか？

記者クラブに所属していない取材者が記者会見に参加した際、記者クラブ側が質問の機会を不当に奪ったり、制限したりしていませんか？ 原則として質問をする機会はずべての取材者に与えられるべきです。公権力側が特定の取材者にだけ質問を認めたり、一方的に会見を打ち切ったりするなど、恣意的な運用をした場合は抗議しましょう。

④記者クラブへの加入を阻んでいませんか？

記者クラブへの加入に際し、「日本新聞協会加盟社の記者であること」「会員の推薦が必要」といった条件を設けるなどして門前払いをしていませんか？ 雑誌やフリーランス、ネ

ットメディア、海外メディアなどの取材者にも原則的にオープンでなければなりません。なお、記者クラブの幹事業務は平等負担が原則ですが、業務の完全遂行が難しい取材者の負担には配慮するよう努めましょう。

⑤記者クラブ内で不当な制裁を科していませんか？

「黒板協定」（しぼり）の解禁を破ったことなどを理由として、記者クラブからの除名、記者会見や取材センター（記者室）への出入り禁止、謝罪文の提出といった処分や処罰を行っていませんか？ そもそも自由な報道を規制するような協定はなくすべきですし、取材者同士で制裁を科し合うことは、知る権利に奉仕するという本来の役割を記者クラブ自らが放棄することになりかねません。不適切な制裁は取りやめるとともに、例えば公権力への単独取材を不当に阻むなど、記者クラブの慣例的ルールや横並び意識などにより、取材や報道の自由を妨害するようなこともやめましょう。

⑥取材センターに開放スペースがありますか？

取材センター内に、記者クラブ員が専有しているスペースのほか、記者クラブに所属していない取材者がいつでも自由に使えるスペースを用意していますか？ 取材センターは公権力を内側から監視するための公共のスペースであり、記者クラブへの加入いかんに関係なく、広く取材者に開放されるべきです。スペースに限りがある場合などは、公権力側にスペースの拡大を要請したり、記者クラブ員の専有スペースを縮小したりするなど、改善に努めましょう。

⑦取材センターの経費負担に努めていますか？

取材センターを維持するために必要な経費を、公権力側と記者クラブ側がどのように分担しているか知っていますか？ 取材センターは公共のスペースですが、取材者が使用する電話代やコピー代などの実費は取材者が支払うべきです。取材センターの維持経費にかかわるすべての収支の公開に努めましょう。

⑧まずは規約を読み、議論してみませんか？

記者クラブには、それぞれ規約がありますが、一度でも読んだことがありますか？ 規約は記者クラブによって異なりますが、目的や幹事業務の内容のほか、記者クラブへの加入条件や黒板協定、罰則、記者クラブ員が取材センターを優先的に利用する権利といった項目が明記されています。記者会見や記者クラブ、取材センターを広く開放することは、取材者間の健全な競争や報道の多様性を確保し、市民の信頼を高めるうえで極めて重要な意味を持ちます。一連の改革に向け、まずは規約を手に取り、見直しについて議論することから始めてみませんか？

以 上

記者会見・記者室の完全開放を求めるアピール

日本で今、記者会見の開放が大きな問題となっています。「報道の自由」「知る権利」の観点から考えれば、記者会見は本来、新聞社やテレビ局に所属する記者だけでなく、雑誌社やインターネットメディアに所属する記者、フリーランスなど、幅広い記者が参加し、自由に質問できる公の場であるはずですが。

しかし、実際は「記者クラブ」の加盟社・者が会見への参加を事実上独占しており、「記者クラブ」の非加盟社・者は長い間、会見への自由な出席、自由な質問が認められてきませんでした。

日本では首相官邸から国会、司法・捜査当局、各省庁、経済団体などに、網の目のように「記者クラブ」が配置されています。また、都道府県庁や主要都市にも同様の「記者クラブ」があり、その数は全国合計で800超に上ると言われていますが、「記者クラブ」に所属できるのは、事実上、新聞協会加盟の新聞社、民間放送連盟加盟の放送局などに所属する記者に限られています。

日本新聞協会などによると、「記者クラブ」は報道関係者が連携し、当局に対して情報開示を迫る等の役割を果たしてきたとされています。長い歴史の中では、確かにそういった場面はあったでしょう。その一方、設立当初の趣旨や表向きの説明はどうか、また、「記者クラブ」が長い間、大手の新聞社やテレビ局などによる「取材カルテル」として機能してきたことも事実です。記者会見への参加だけでなく、記者室の使用も事実上、「記者クラブ」加盟社の記者に限定されてきました。そうした実態は「取材・報道の自由」を阻害するとして、国内外から強い批判を浴びています。

時代は大きく変わってきました。インターネットの発達などによって情報の流通経路や情報に対する価値観は劇的に変化しつつあります。「報道」を担う組織や人々もますます多様化しています。もはや、「記者クラブ」が情報を独占する時代ではありません。実際、昨年9月に政権交代が実現してからは、外務大臣の記者会見が「記者クラブ」加盟社以外にも開放されるなど、改善へ向けた動きも始まりました。

しかしながら、こうした動きはまだ、ごく一部にとどまっています。「記者クラブに加盟していない」という理由だけで、外国メディアや雑誌社、インターネットメディア、フリーランスの記者、非営利で情報発信を行っている団体・

個人などは、依然、記者会見への参加や自由な質問が困難な状況に置かれています。さらに記者室の自由利用や報道資料の提供、裁判取材における記者席確保、各種の「懇談」など、数々の取材機会も手にすることができないままです。日本新聞協会も2006年に公表した「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」において、記者会見と記者室は、クラブ員以外に広く開放すべきとの見解を示していますが、実行されているとは言い難いのが現状です。

私たちは、大手新聞社やテレビ局などの既存メディアと外国メディア、雑誌社、インターネットメディア、フリーランスの記者、非営利で情報発信を行っている団体・個人などが、平等な立場で自由に取材・報道を繰り広げ、切磋琢磨を続けることこそが、「知る権利」「報道の自由」の真の意味での実践であり、日本の報道の質を高め、言論の自由と民主主義社会の発展につながると確信しています。

そこで私たちは、以下のことを新聞・テレビ各社、日本新聞協会、日本民間放送連盟、各記者クラブ、政府・自治体および関係各組織などに求めます。

- (1) 記者会見への参加について、報道目的・情報発信目的を持つ団体・個人に広く開放すること。この実現に際しては、記者会見での質問制限など差別的・排他的条件をいっさい設けないこと。
- (2) 記者室の利用について、報道目的・情報発信目的を持つ団体・個人に広く開放すること。
- (3) 取材資料の提供、種々のレクや懇談、裁判取材における記者席確保など、「記者クラブ」加盟社・者が享受している種々の取材機会について、報道目的を持つ団体・個人に同等の機会を保証すること。

上記の目的を実現させるには、種々の立場を超えた多くの方々の協力が必要です。一人でも多くの方に賛同をいただき、一刻も早くこれらの事項を実現させたいと考えています。どうぞよろしくお願い致します。

2010年4月

記者会見・記者室の完全開放を求める会（会見開放を求める会）

呼び掛け人一同

代表世話人 野中章弘

呼び掛け人（あいうえお順）

- 青木 理 (ジャーナリスト)
浅野健一 (同志社大学教授)
梓澤和幸 (弁護士／「News for the People in Japan」代表)
阿部重夫 (総合情報誌「FACTA」編集長)
雨宮処凛 (作家／「反貧困ネットワーク」副代表)
岩上安身 (ジャーナリスト)
岩崎貞明 (メディア総合研究所事務局長／「放送レポート」編集長)
上杉 隆 (ジャーナリスト)
魚住 昭 (ジャーナリスト)
宇都宮健児 (「反貧困ネットワーク」代表)
江川紹子 (ジャーナリスト)
岡本 厚 (岩波書店「世界」編集長)
小黒 純 (龍谷大学准教授)
桂 敬一 (立正大学社会学科講師)
鎌仲ひとみ (映像作家)
北岡和義 (日本大学国際関係学部特任教授)
北村 肇 (「週刊金曜日」編集長)
黒薺哲哉 (フリージャーナリスト)
篠田博之 (月刊「創」編集長)
柴田鉄治 (元朝日新聞論説委員)
渋井哲也 (フリーライター)
清水 勉 (弁護士)
清水英夫 (弁護士)
下村健一 (NPO「市民がつくるTVF」理事)
白石 草 (「Our Planet-TV」代表)
神保哲生 (ジャーナリスト／「ビデオニュース・ドットコム」代表)
鈴木 亮 (A SEED JAPAN メディア CSR プロジェクト)
高田昌幸 (ジャーナリスト)
高野 孟 (「THE JOURNAL」主幹)
田島泰彦 (上智大学教授)
田原総一郎 (ジャーナリスト)
津田大介 (メディアジャーナリスト)
津田正夫 (立命館大学教授)
寺澤 有 (ジャーナリスト)

戸崎賢二 (放送を語る会)
西里扶甬子 (ジャーナリスト)
西中誠一郎 (フリージャーナリスト)
野中章弘 (アジアプレス・インターナショナル代表)
橋場義之 (上智大学教授／元毎日新聞)
畠山理仁 (フリーランスライター)
林 香里 (東京大学教授)
原 寿雄 (元共同通信編集主幹)
ピーター・バラカン (ブロード・キャスター)
日隅一雄 (弁護士／「News for the People in Japan」編集長)
広河隆一 (「DAYS JAPAN」編集長)
藤倉善郎 (フリーライター)
藤田康雄 (講談社「G 2」編集長)
藤森 研 (元朝日新聞編集委員)
牧野義司 (経済ジャーナリスト)
松田 浩 (放送評論家／元立命館大学教授)
丸山重威 (関東学院大学教授)
三宅勝久 (ジャーナリスト)
宮台真司 (社会学者／首都大学東京教授)
元木昌彦 (元「週刊現代」編集長)
森 撰 (雑誌「オルタナ」編集長)
森 達也 (映画監督／作家)
森広泰平 (アジア記者クラブ事務局長)
門奈直樹 (京都産業大学教授)
山口一臣 (「週刊朝日」編集長)
豊 秀一 (日本新聞労働組合連合委員長)

2010年4月19日追加分

阿部 裕 (ジャーナリスト・J C J運営委員)
阿部ユキヒロ (A T T I C代表)
江上諭子 (ビデオ工房 AKAME)
小滝一志 (放送を語る会会員)
小山帥人 (元NHKカメラマン)
寺島栄宏 (「放送を語る会」会員)
戸崎賢二 (「放送を語る会」会員)
日比野純一 (FMわいわい代表)

藤井 光 (美術家)

松浦さと子 (龍谷大学准教授)

町田寿二 (NPO 法人京都コミュニティ放送理事・放送局長)

山本ケイ (フリーライター)

以上 72人

世話人：野中章弘 (代表)、白石草、森広泰平